

重要なお知らせ

令和 8 年度から

町税の納め方が変わります！

※年金や給与から天引きされている方の変更はありません



平取町公式キャラクター
「ピラッキー」

国はデジタル化を推進していくため、自治体の情報システムの標準化を法律で決めました。このことにより、平取町でも軽自動車税、住民税、固定資産税、国民健康保険税の4税をまとめて納めていただく「**集合主税方式**」から、全国標準である「**単税徴収方式**（税目毎に納める）」に変更されます。

これにより、令和8年度から町税の**納め方が変わります**のでお知らせします。

令和7年度(今年度)まで 「集合徴収方式」 (4税まとめて納める集合主税)

税目	通知日	納付回数	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
軽自動車税 住民税 固定資産税 国民健康保険税	7月	7回	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期



令和8年度(来年度)から 「単税徴収方式」 (税目ごとに納める)

税目	通知日	納付回数	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
軽自動車税	5月	1回	全期							
住民税	7月	6回			1期	2期	3期	4期	5期	6期
固定資産税	7月	6回			1期	2期	3期	4期	5期	6期
国民健康保険税	7月	6回			1期	2期	3期	4期	5期	6期

Q 単税徴収方式になると、どう変わる？

税目ごとに納付書が届くため、各税の課税内容（額）がわかりやすくなります。
口座振替を各税目ごとに設定することができるようになります。
軽自動車税は、車両ごとに1通ずつ発行となり、納付書に納付済印があれば継続検査用の納税証明書としてご利用になれます。
※納付回数は変わりますが、一年間に納める税額は変わりません。

Q 口座振替は登録し直しが必要ですか？

現在、口座振替で納付されている方は改めて手続きをする必要はありません。
※下記の方は手続きが必要となります。

- ①税目ごとに別の口座から引き落としをしたい方
- ②令和8年2月1日以降に口座振替に切り替えたい方

所得税（住民税）・消費税の申告相談を実施します

☆日程表

月 日	曜	会 場	時 間	対象地区	申告相談内容
2月9日	月	平取町役場2階会議室	9:00 ~ 16:00	本町地区	農業所得等・消費税
10日	火	平取町役場2階会議室	9:00 ~ 16:00	全町（医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告を含む）	所得税還付申告 給与の合算申告等 住民税申告
12日	木				
13日	金				
16日	月	平取町役場2階会議室	9:00 ~ 16:00	紫雲古津	一 般 所 得 農 業 ・ 営 業 所 得 不 動 産
17日	火			紫雲古津・去場	
18日	水			荷菜	
19日	木			川向・本町	
20日	金			本町・小平	
24日	火			二風谷・荷負	
25日	水			貫気別生活館	
26日	木	貫気別地区	営業・不動産・一般所得		
27日	金	貫気別	農 業 所 得		
3月2日	月	旭・芽生			
3日	火	振内町民センター	9:00 ~ 16:00	振内地区	農業所得等・消費税
4日	水			振内地区	営業・不動産・一般所得
5日	木			長知内・幌毛志	農 業 ・ 営 業 所 得
6日	金			振内町	
9日	月			岩知志・豊糠・仁世宇	
10日	火	ふれあいセンターびらとり	9:00 ~ 16:00	全町	全 般
11日	水				
12日	木				
13日	金				
16日	月				

▷ 申告に必要なもの：マイナンバー（個人番号）カード又はマイナンバーが確認できる書類（※1）と身元が確認できる書類（※2）、利用者識別番号（※3）、給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、令和7年中に支払った生命保険料・地震保険料の控除証明書、社会保険料（国民年金保険料など）の支払証明書又は領収書、所得税の還付が生じた場合に振込先が確認できるもの、「確定申告のお知らせ」はがき（対象者のみ）、医療費控除を受ける方は、医療費通知、医療費控除の明細書。

※1 マイナンバーが確認できる書類…マイナンバーの通知カード又はマイナンバーが記載された住民票。（申告者の他に配偶者控除、扶養親族控除、障害者控除、専従者控除がある場合は、該当する方全員）

※2 身元が確認できる書類…運転免許証、公的医療保険の被保険者証など。（申告者のみ）

※3 利用者識別番号…電子申告をする際に使用する16桁の番号で、苫小牧税務署より通知されます。（住民税申告の方には通知されていません）

① 2月16日以降は大変混雑しますので、事業所得者以外で医療費控除や住宅借入金等特別控除の特例等を受けられる方は、2月10日～13日のいずれかの期間に役場で申告されることをお勧めします。

なお、医療費控除を受ける場合は、医療保険者が発行する医療費通知を持参いただくか、ご自身で、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費の領収書を整理計算のうえ持参願います。申告時に整理を終えていない場合は、整理いただいた後に受付いたします。

② 給与所得者で年末調整されていない方、2ヶ所以上から給与を受け、合算して年末調整されていない方、勤務先で年末調整していても他に所得がある方、また、勤務先に提出した年末調整申告書の内容に誤りがある場合は、確定申告が必要です。

③ 土地・建物などの資産を売却した場合は譲渡所得となり、確定申告が必要になりますので、必要書類を持参のうえ、申告期限までに申告してください。

○ 譲渡所得の申告に必要なもの

- ・売却価格が分かるもの（売買契約書）、売却経費が分かるもの（領収書）、売却した資産について取得した時の価格が分かるもの

- ・国・道・町などの収用（買取り）や農地等で特別控除に該当する場合は、証明書

- ・庭木や工作物などの移転補償（一時所得）の場合は、移転経費の領収書

※国・道・町の収用（買取り）の場合も申告が必要です。

④ 所得税の確定申告が不要の方であっても、所得（課税）証明書が必要な場合、各種保険税（料）等の算出が必要な場合は住民税申告が必要です。

インフルエンザ・新型コロナウイルス 予防接種について

令和7年度のインフルエンザ及び新型コロナウイルス予防接種費用の助成についてお知らせします。

<費用助成内容>

助成対象者	インフルエンザ		新型コロナウイルス	
	自己負担額	助成回数	自己負担額	助成回数
接種日現在 生後6か月以上～中学3年生の方	無料	最大2回 ※ただし、経鼻弱毒 生ワクチンは1回	無料	1回 ※ただし、5歳 未満の初回接種 は最大3回ま で
生活保護受給者		1回		
令和7年度内に65歳以上になる方 ※昭和36年4月1日以前に生まれ た方	1,000円		5,000円	
令和7年度内に60～64歳になる 方で対象※となる方。				

※慢性高度心疾患・腎・呼吸器不全で身体障害者手帳1級相当の方（助成を受ける場合には、身体障害者手帳の提示が必要となります。）

対象となる期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日

<平取町内医療機関での接種について>



①平取町国民健康保険病院 ☎2-2201（予約先） **※完全予約制**

	インフルエンザ	新型コロナウイルス
予約受付	随時	
接種日	1月8日(木)・22日(木) 15時15分	1月20日(火) 15時15分
接種料金 (費用助成前)	3,300円 ※経鼻弱毒生ワクチンの接種は実施いたしません。	16,500円
その他	※窓口で助成が適用された額を支払います。全額助成の場合は、窓口での負担はありません。接種費用は、上記<費用助成内容>にてご確認ください。 インフルエンザ、新型コロナウイルスワクチンの同時接種はできません。 定期通院の方は、診察時に接種することもできますので、直接病院へご相談ください。	

※2月の接種については、1/30発行のまちだよりや町ホームページ等でお知らせします。

裏面もご覧ください

②平取町振内国民健康保険診療所 ☎3-3004

	インフルエンザ	新型コロナウイルス
予約受付	予約不要	
	※ただし12歳未満で新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する方は事前にお問い合わせをお願いします。	
接種日	月～金曜日 9:00～12:00/14:00～17:00 (第2・4木曜日は午前のみ) ※診療時間内に個別で接種します	
接種料金 (費用助成前)	不活化ワクチン(注射) : 3,300円 ※経鼻弱毒生ワクチンの接種は12月で終了しました。	16,500円
	※窓口で助成が適用された額を支払います。全額助成の場合は、窓口での負担はありません。接種費用は、上記<費用助成内容>にてご確認ください。	
その他	インフルエンザ、新型コロナウイルスワクチンの同時接種が可能です。	

☆**経鼻弱毒生インフルエンザワクチンについて**☆



令和7年度より、町内医療機関での接種ができるようになりました。両鼻にスプレーするタイプのワクチンで、**1回で完了**します。注射針を刺さないため、注射が苦手なお子さんでもストレス少なく接種できるメリットがあります。

※現在平取町内の医療機関では実施していません。

助成対象者 : 2歳以上～中学3年生の方 (町内・町外医療機関ともに助成の対象となります。)

助成金額 : 全額助成 (期間内1回のみ)

<平取町外の医療機関で接種した場合の助成の手続きについて>

平取町外の医療機関で接種した予防接種の費用も助成の対象となります。助成を受けるには申請が必要です。以下の持ち物をご持参の上、ふれあいセンターびらとり (1F 事務所) 保健推進係または両支所にて申請をお願いします。助成内容や接種期間は、町内医療機関で接種した場合と同様です。

持ち物

- 予診票の控え (コピー) もしくは接種済証 助成金振込先の通帳
- インフルエンザまたは新型コロナワクチン予防接種の料金が記載されている領収書 (原本)
- 印鑑
- 身体障害者手帳 (当該者のみ)

※すべて揃えていなければ申請できませんので、ご注意ください。



申請期限 : 令和8年3月31日

<問い合わせ先> 保健福祉課保健推進係 4-6112

期間 2026年3月31日(火)まで

除外日 年末年始期間、休館日

1日3組
限定

平取町民限定 1泊朝食付き感謝プラン

日頃は当館をご愛顧頂き誠に有難うございます。この度、平取町民限定宿泊プランをご用意いたしました。期間限定でとてもお得なプランとなっておりますので皆様是非ご利用くださいますようお願い申し上げます。スタッフ一同お待ちしております。

びらとり温泉ゆから 支配人 山田

プラン成立はご宿泊代表者が平取町民の方
洋室ツイン2名様1室の場合(平日)

9,000円~

1泊朝食付き お一人様料金

客室タイプ	2名様1室	3名様1室	4名様1室
露天風呂付	16,000円	16,000円	16,000円
和室・和洋室	11,000円	11,000円	11,000円
洋室ツイン	9,000円	—	—

夕食オプションプラス3,000円



当館自慢の夕食「ゆから膳」
※ご予約時にお申し付けください

※お電話でのご予約に限らせていただきます。
 ※表示料金は1泊朝食付、お一人様消費税込みの料金。
 ※別途入湯税150円を申し受けます。
 ※土曜日、休前日の場合はプラス3,000円となります。
 ※お一人様で一部屋利用の場合はプラス6,000円。
 ※プラン設定期間は2026年3月31日まで。
 ※除外日は当館の定める年末年始期間及び休館日。

すずらんの風薫る森 びらとり温泉

美味しい宿 **ゆから**

お問い合わせ・ご予約はこちら

TEL. **01457-2-3280**

〒055-0101 沙流郡平取町字二風谷92番地6